

NEDO 懸賞金活用型プログラム/量子コンピュータを用いた社会問題ソリューション開発

NEDO Challenge, Quantum Computing “Solve Social Issues!”（懸賞広告）

1 共通事項

1.1 対象とする課題

量子コンピュータによる社会課題解決や新産業創出等のユースケース開発に向け、様々な課題解決に資する多様なシーズ・解決策を募ることを目的に、懸賞金型コンテストを実施する。解決案応募および成果物応募の対象とする課題は別紙1に掲載する。

1.2 解決案募集と成果物募集の関係

解決案募集とは事務局から提供される計算環境の利用希望者から、解決案を募集し、計算環境の利用者（スクリーニング通過者）を選定するプロセスである。成果物募集は懸賞金希望者から研究開発成果を募集し、懸賞金受賞者を選定するプロセスである。

解決案募集に課題の解決案を応募（エントリー）した場合は原則として、成果物募集へ研究成果を応募することとする。また、解決案募集にエントリーせず、別途応募者が自ら用意した計算環境によって、研究開発を行い、成果物募集へ応募することも可とする。

1.3 お問い合わせ先

懸賞広告に関する質問を以下事務局あてのメールにて受け付ける。なお、連絡の際は、メールの件名に必ず「質問（NEDO Challenge_懸賞広告）」と記載し、本文に「所属団体名」、「氏名」、「メールアドレス」を明記ください。

NEDO Challenge, Quantum Computing “Solve Social Issues!”事務局

メール：qc-challenge@nedo-challenge.jp

ウェブ：<https://qc-challenge.nedo.go.jp/>

受付期限：2025年6月16日正午迄

2 解決案募集

2.1 スクリーニング通過者への支援

(ア) 提供環境

スクリーニング審査を通過した者（以下、通過者）には、国立研究開発法人産業技術総合研究所の **ABCI-Q** をはじめとする計算環境を提供する。提供する計算環境は、追加や変更の可能性がある。この詳細については、専用サイトにて順次公開する。なお、本計算環境の利用は、成果物の提出に必須ではない。また、課題に関連して提供可能なデータの概要も、専用サイトで順次公開する。

(イ) 研究開発促進に向けた支援業務

本プログラムにおいて、通過者に対して、研究開発促進に向けた以下の支援策をスクリーニング審査終了後から最終審査までの期間（2025 年 7 月頃～2026 年 7 月頃）で実施する。

支援策	インセンティブ
計算環境の提供	さまざまな種類の最新の計算環境を用意し、課題解決への優れたアイデアに対し、無償で計算環境を提供する。
広報機会の提供	スクリーニング通過者の専用サイトにおける公表等により、信用・信頼度、技術力、ブランド価値の向上につなげる。
ネットワーキング機会の提供	スクリーニング通過者に対して、専門分野の有識者や他の量子分野技術者、他の参加者等とのネットワーキングの機会を提供することで、研究開発アイデアの創出及び継続的な共同研究促進を図る。また、最先端の計算環境の見学会を実施する。
ワークショップ	研究開発期間中に今後事業化を踏まえた、有識者からの知見提供、アドバイス、フィードバックと参加者同士の議論の場を提供することで研究開発を加速させ、課題解決の可能性が高まる。

2.2 スクリーニング方法

(ア) スクリーニング通過者の決定方法（2025 年 6 月頃）

スクリーニング審査では、下記の目標水準に示す条件を満たすことが期待できる解決案であるか確認を行う。なお、エントリー者が多数の場合には、審査基準に照らして、より高い評価を得ることが期待される解決案を優先する。

- 審査方法

提出書類を基に、書類審査を実施する。不足する情報がある場合には、必要に応じて事務局より問い合わせを行う。

- 審査水準

スクリーニング審査では、各課題テーマで以下に示す審査基準を基に審査を行う。

解決案の新規性・独自性、解決案により期待される社会・ビジネス・技術インパクト、量子有用性、研究妥当性、実装可能性

- 目標水準

申請する解決案は、各課題テーマで下記の目標水準を満たす必要がある。

- ・ 申請された解決案に一定の新規性が認められる。
- ・ 量子コンピュータ、アニーリングマシンもしくはシミュレータを利用することによる有用性を出せる可能性がある。
- ・ 提案する解決案が課題解決に関連している。
- ・ 2025 年 6 月時点で利用可能な計算環境において、原理検証が可能な見込みがある。

(イ) スクリーニングに当たる審査委員

スクリーニング審査は、当該課題領域の有識者等で構成する懸賞金交付等審査委員会を設置して実施する。なお、別紙 2 に記載する審査員のうち、各応募者と利害関係(※)を有する者は、その応募者についての審査から外れることとする。

協賛事業者が付いた場合、その事業者と利害関係(※)にある応募者は、協賛事業者が実施する審査部門の審査対象から外れること。

(※) 利害関係者の範囲について

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

2.3 課題解決案エントリー受付の期間

- エントリー開始日：2025 年 4 月 4 日
- エントリー締切日：2025 年 6 月 16 日正午

2.4 課題解決案エントリー者の資格

エントリー者は、以下に示す①～⑥を満たすこと。

- ① 原則、日本国に籍を有する者（法人、個人、グループ）が代表者として応募することとし、当該エントリー者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。ただし、エントリー代表者が法人としてエントリーする場合は代表法人が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有している場合、エントリーすることができることとする。また、エントリー代表者が所属法人と関係なく、個人としてエントリーする場合は、エントリー代表者が日本国に籍を有している場合、エントリーすることができることとし、エントリー代表者が外国籍の場合、日本国内に居住していることに加え、日本の企業/大学等の団体に所属していることの証明または日本の企業/大学等からの推薦を必要とする。
- ② 事業管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できること。
- ③ NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第 5 条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の事項（以下に記す）のいずれにも該当しないこと。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ④ 企画運営事業者（PwC コンサルティング合同会社）と利害関係（利害関係の範囲は上記「スクリーニングに当たる審査委員」（※）参照）にないこと。
- ⑤ 解決案提出において、解決案提出の締切日時までに解決案を提出すること。

- ⑥ 「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者は **NEDO HP** 内に掲載されている者とする。

2.5 課題解決案エントリーの取消事由

エントリー者が次のいずれかに該当するときは、**NEDO** はエントリーを却下、またはエントリー資格を取り消すことができる。

- ・ エントリー者が、法令等に違反したとき
- ・ エントリー者が、「課題解決案エントリー者の資格」③の規程の制約違反をしたとき
- ・ エントリー者が申請した応募内容に虚偽があったとき
- ・ エントリー者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合（応募後に侵害となった場合を含む）
- ・ その他、**NEDO** が不適切と認めた場合

2.6 課題解決案エントリー方法

エントリー希望者は、「課題解決案エントリー者の資格」を満たしていることを確認し、事務局の指定する様式に従って、期限内に指定された方法で申し込みを行う必要がある。エントリー様式：下記の専用サイトに掲載された様式をダウンロードして記入すること（原則日本語で記入すること）

- ・ <https://qc-challenge.nedo.go.jp/>
- ・ （様式1）：申請書
- ・ （様式2）：申請者情報（法人用・個人用）
- ・ （様式3）：利害関係確認書
- ・ （様式4）：保護者承諾書（未成年者が応募する場合）

※法人として応募する場合で、（様式2）への **URL** 記載がない場合、法人の紹介カタログや定款等、事業の概要が分かる資料を提出すること。また、その他、必要となる書類がある場合には別途提出することができる。

- エントリー申請先：必要な様式、その他資料を下記の方法で事務局に申請すること
専用サイトに掲載された専用フォームより記入済みのファイルをアップロードする。

2.7 解決案募集に係る説明会の開催方法

- 開催方法：会場での対面参加、又はオンラインからの参加

- 開催日時：2025 年 4 月 22 日（火）10:30~11:30
- 事前申し込み：下記ウェブサイトより申し込み必要

<https://qc-challenge.nedo.go.jp/>

- 説明会の申し込み期限：2025 年 4 月 18 日（金）正午（定員に達した場合には申し込みを締め切る場合がある。）

2.8 その他必要な事項

- スクリーニング終了後を含む委託事業者によるアンケート（懸賞広告への応募に係る内容等）及び NEDO が実施するアンケート（共同研究等実施状況確認等）に回答すること。
- 提供する計算環境を利用する者は利用後、2 か月以内に結果報告を作成し、NEDO へ提出する必要がある。なお、成果物募集への応募としての成果提出をもって、計算環境の結果報告の代替とすることも可とする。
- 計算環境の利用には別途定める利用資格が課されることに留意すること（利用者の居住地に関する制限等が課される場合がある）。なお利用計算環境およびその利用にあたっての資格に関する情報は本事業専用サイトにおいて公表する。
- データ提供について、提供元企業が別途定める利用資格が課されることに留意すること。
- エントリー者は、本懸賞広告の記載内容の全てを承諾したものとみなす。
- 提出書類の中に秘密事項がある場合には当該部分にその旨を明記すること。
- 本懸賞広告への応募に係る提出書類に記載された情報のうち秘密事項以外については、事務局が広報 PR のために、雑誌、書籍、ウェブサイト、メールマガジン等の各媒体で発表又は利用する場合があることにつきご了承ください。これに伴い、応募者が記載した情報の一部を要約・翻訳等の変更を行うことがある。
- 未成年者が応募する場合は、応募時に保護者の承諾書が必要となる。
- 提出された解決案に関する著作権その他の知的財産権は原則として、エントリー者に帰属する。提出する解決案は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限る。万一、エントリー者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがあると事務局が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含む）、審査結果発表後でも審査結果を取り消すことがある。
- 提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはない（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - ・ 解決案の審査・選考・事業管理
 - ・ スクリーニング後の事務連絡、資料送付等

- ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成
- 事務局では、本事業の説明会ならびにコンテストの運営支援を外注し、運営支援を目的とした業務に利用するため個人情報を外注先に提供する可能性がある。
- 提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について NEDO との調整を経て決定することとする。
- 成果物募集に関しては詳細が決定次第、本事業専用サイトにて公表する。
- 本懸賞広告内容に変更がある場合は、NEDO ウェブサイトへの掲載により広告を行う。

3 成果物募集

3.1 懸賞金の交付決定及び分配の方法

(ア) 懸賞金の交付決定方法

民法に基づき、以下の審査を経て決定した受賞者に懸賞金を支払う。

応募者による研究開発の成果をコンテスト形式で審査し、目標水準以上の成果を上げた者のうち各課題テーマで上位 **3** 者に対して懸賞金を交付する。受賞者に対しては、コンテストの結果（順位、懸賞金額、目標の達成度等）を通知し、**NEDO** のホームページにおいて受賞者、順位、目標の達成度等を公表する。公表する受賞者は受賞者の代表者とし、法人であれば法人名、個人であれば個人名を公表する。なお、公表において、ニックネーム等は不可とする。受賞者以外の応募者に対しては、受賞者とならなかった旨を通知する。なお、成果提出締切日時までに成果の提出がなかった場合や審査の結果、目標水準に達する受賞者がいなかった場合等には、「受賞者該当なし」となる。

最終審査（2026 年 7 月頃）では、各課題テーマで下記の審査基準に沿って審査を行い、懸賞金交付者を決定する。

● 審査方法

最終審査は、提出書類による審査を行い、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等を実施する場合がある。

● 審査基準

最終審査では、各課題テーマで以下に示す審査基準を基に審査を行う。

成果物の新規性・独自性、成果物の社会・ビジネス・技術インパクト、量子有用性、研究妥当性、実装可能性

● 目標水準

応募する成果物は、各課題テーマで下記の目標水準を満たす必要がある。

- ・ 提出された成果に一定の新規性が認められる。
- ・ 量子コンピュータ、アニーリングマシンもしくはシミュレータを利用することによる有用性を出せる可能性がある。
- ・ 提出された成果が課題解決に関連している。
- ・ 量子コンピュータ、アニーリングマシンもしくはシミュレータにより、検証を行った成果が含まれている。
- ・ 社会実装・実現に向けた将来計画が検討されている。

(イ) 懸賞金の交付決定に当たる審査委員

NEDO が交付する懸賞金のコンテストの審査は、当該課題領域の有識者等で構成する

懸賞金交付等審査委員会を設置して実施する。なお、別紙2に記載する審査員のうち、各応募者と利害関係（※）を有する者は、その応募者についての審査から外れることとする。

協賛事業者が付いた場合、その事業者と利害関係（※）にある応募者は、協賛事業者が実施する審査部門の審査対象から外れること。

（※）利害関係者の範囲について

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

（ウ）共同研究等の実現に向けた支援業務

本プログラムにおいて、受賞者に対して、共同研究の実現に向けた以下の支援策を実施する。

支援策	インセンティブ
広報機会の提供	受賞実績の獲得及び表彰式での露出等により、信用・信頼度、技術力、ブランド価値の向上につなげる。
ネットワーキング機会の提供	表彰式等のイベントを通じたネットワーキングにより、事業期間後の共同研究実現の可能性を高める。

3.2 懸賞金の額

懸賞金の額は、領域ごとに次のとおりとする。

領域1：Society 5.0
1位：4,000万円、2位：2,000万円、3位：1,000万円

領域 2 : QoL
1 位 : 4,000 万円、2 位 : 2,000 万円、3 位 : 1,000 万円

領域 3 : Cool Japan
1 位 : 4,000 万円、2 位 : 2,000 万円、3 位 : 1,000 万円

上記のほか、特別賞を授与する場合がある。

3.3 懸賞金の支払方法

受賞者決定後、受賞者からの請求書の提出をもって受賞者に **NEDO** が一括で支払う。

グループ体制の場合、代表者が請求書において賞金を代表で一括受領する参加者一人（代表者自身でもかまわない）を指定し（海外口座の指定は不可）、**NEDO** は同者に同グループへの懸賞金全額を振り込む。

請求書の発行については、別途受賞者（応募の代表者）へ事務局から案内する。

受領後に必要な税務等の手続きについては、受賞者が適切に対応する。

3.4 成果物募集の期間

- 応募（成果提出）締切日：2026 年 7 月頃

3.5 成果物応募者の資格

応募者は、以下に示す①～⑦満たすこと。

- ① 原則、日本国に籍を有する者（法人、個人、グループ）が代表者として応募することとし、当該応募者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。ただし、応募代表者が法人として応募する場合は代表法人が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有している場合、応募することができることとする。また、応募代表者が所属法人と関係なく、個人として応募する場合は、応募代表者が日本国に籍を有している場合、応募することができることとし、応募代表者が外国籍の場合、日本国内に居住していることに加え、日本の企業/大学等の団体に所属していることの証明または日本の企業/大学等からの推薦を必要とする。

- ② 事業管理上、**NEDO** の必要とする措置を適切に遂行できること。

- ③ **NEDO**「懸賞金の交付等に関する規程」第 5 条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の事項（以下に記す）のいずれにも該当しないこと。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力

- 団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ④ 企画運営事業者(PwC コンサルティング合同会社)と利害関係(利害関係の範囲は上記「懸賞金の交付決定に当たる審査員」(※)参照)にないこと。
- ⑤ 成果物募集において、成果提出の締切日時までに成果を提出すること。
- ⑥ 提出する成果は「国の競争的研究費(内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの)」のみで作製されたものではないこと
- ⑦ 「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者は NEDO HP 内に掲載されている者とする。

3.6 成果物応募及び交付決定の取消事由

応募者が次のいずれかに該当するときは、NEDO は応募を却下、応募資格を取り消し、または受賞の決定を取り消すことができる。受賞の決定を取り消した場合において、既に受賞者に懸賞金が支払われているときは、受賞者に対して、懸賞金の返還を請求する。

- ・ 応募者が法令等に違反したとき
- ・ 応募者が「成果物応募者の資格」③の規程の制約違反をしたとき
- ・ 応募者が申請した応募内容に虚偽があったとき
- ・ 応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合(応募後に侵害となった場合を含む)
- ・ 受賞者が懸賞金の交付等に関して不正をしたとき
- ・ その他、NEDO が不適切と認めた場合

3.7 成果物応募方法

応募希望者は、「成果物応募者の資格」を満たしていることを確認し、事務局の指定する様式に従って、期限内に指定された方法で申し込みを行う必要がある。なお、提出する成果(2026 年 7 月時点)が、「国の競争的研究費(内閣府の「競争的研究費制度」に

該当するもの)」のみで作製されたものの場合、提出を受け付けない。

- 最終審査への応募方法
 - ・ 応募方法については決定次第、本事業専用サイトにて公表する。

3.8 成果物募集に係る説明会の開催方法

- 開催方法・開催日時については決定次第、本事業専用サイトにて公表する。

3.9 その他必要な事項

- コンテスト終了後を含む委託事業者によるアンケート（懸賞広告への応募に係る内容等）及び NEDO が実施するアンケート（共同研究等実施状況確認等）に回答すること。
- 応募者は、本懸賞広告の記載内容の全てを承諾したものとみなす。
- 提出書類の中に秘密事項がある場合には当該部分にその旨を明記すること。
- 本懸賞広告への応募に係る提出書類に記載された情報のうち秘密事項以外については、事務局が広報 PR のために、雑誌、書籍、ウェブサイト、メールマガジン等の各媒体で発表又は利用する場合があることにつきご了承ください。これに伴い、応募者が記載した情報の一部を要約・翻訳等の変更を行うことがある。
- 未成年者が応募する場合は、応募時に保護者の承諾書が必要となる。
- 提出された成果に関する著作権その他の知的財産権は原則として、応募者に帰属する。提出する成果は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限る。万一、応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがあると事務局が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含む）、受賞発表後でも受賞を取り消すことがある。
- 提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはない（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - ・ 成果の審査・選考・事業管理
 - ・ コンテスト後の事務連絡、資料送付、共同研究創出支援の実施等
 - ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成
- 事務局では、本事業の説明会ならびにコンテストの運営支援を外注し、運営支援を目的とした業務に利用するため個人情報を外注先に提供する可能性がある。
- 提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲に

ついて **NEDO** との調整を経て決定することとする。

- 成果物募集に関しては詳細が決定次第、本事業専用サイトにて公表する。
- 本懸賞広告内容に変更がある場合は、**NEDO** ウェブサイトへの掲載により広告を行う。